

確定日払手形における満期日と振出日の前後関係

広瀬 裕樹

第一章 はじめに

第二章 最高裁平成九年二月二七日判決

1 事実と判旨

2 原審と上告審の判旨について

第三章 裁判例の概観

1 手形所持人の請求を認めなかった裁判例

2 手形所持人の請求を認めた裁判例

3 小括

第四章 振出日と満期日が前後している手形の有効性一般論

1 学説の状況

2 検討

第五章 具体的事案への適用

1 誤記類型

2 変造・白地類型

第六章 おわりに

第一章 はじめに

手形は金銭の支払を一定期間猶予する目的で使用されることが一般的であろう。それゆえ、通常は、手形の振出日が、支払をなすべき日の基準となる満期日より前になる。しかし、ごくまれに、この前後関係が逆転した手形が現出することもある。その場面としては、①振出人が満期日または振出日を誤記する場合、②振出日や満期日が白地の手形において、誤って満期日と振出日が前後してしまうような補充がなされた場合、③振出人が故意にそのような手形を振り出した場合、④振出日白地手形において満期日が変造されたために、補充後の振出日が変造前の満期日を基準にすると逆転している場合、などを考えることができる。⁽¹⁾

以上のような場合を誘発する背景としては、ある一定の日に支払うという確定日払の手形においては、満期日の記載が重要である一方で、振出日の記載がほとんど重要性を有しないという面があるかと思われる。すなわち、手形行為の当事者とすれば、いつ支払わなければならないか、またはいつ支払ってもらえるかが重要であり、いつ手形が振り出された（作成された）かはそれほど重要ではない。

しかしながら、手形法は満期日とともに振出日の記載をも手形要件としている（手形法一条七号、二条一項、および七五条六号、七六条一項参照）。また、手形は設権証券であるから、手形行為の法的効果は手形面上の文言に従って定まる。したがって、振出日と満期日の前後関係が逆転している手形には、いかなる法的効果を認めるべきかが問題となる。

最高裁判平成九年二月二七日判決は、満期日と振出日が前後する手形は無効であると判示した。上記④の場合に該当する特殊な事案であったが、最高裁は、その特殊性を加味せず、無効とする一般論をそのまま適用した。旧法下ではあるが、上記①にあたる事案において、同様に、一般論としてそのような手形は無効と解した大審院判決もある。しかし、大審院判決から最高裁判決までの間に下された下級審判決は、無効とするものと有効とするものとで拮抗しており、必ずしも最高裁および大審院の立場で一致しているわけではなかった。学説上も、とりわけこの最高裁判決を契機として、盛んに議論されている。下級審と同様に、無効説と有効説に分かれており、真っ向から対立しているといえる。

もっとも、学説上も裁判例上も、それらの論拠は一樣でない。個別の事案の特殊性に着目して一般論を修正する見解も存在しており、いわば百家争鳴の状態にある。しかし、結論として手形が有効であるか無効であるかは、手形を一般に使用している者、とりわけ金融関係者にとつては極めて重要な問題である。もとより、満期日と振出日が前後する手形の有効性は、手形要件の意義や手形の設権証券性、文言証券性と関わるがゆえに、手形法の理論的な解釈に重大な影響を与える問題であると思われる。

それゆえ、本稿では、満期日と振出日の前後関係が問題となる手形の有効性について考察を加えることとする。まず、最高裁判平成九年二月二七日判決の事案と判旨を紹介し、若干の考察をなし（第二章）、裁判例の傾向につい

て検討する（第三章）。次に、学説をも踏まえて、満期日と振出日が前後する手形の有効性の一般論について検討する（第四章）。また、事案に応じて一般論を修正する見解があるので、それらの妥当性についても検討し（第五章）、結びとしたい（第六章）。

注

(1) この場合分けについては、後藤紀一「振出日より前の日を満期とする約束手形の効力」銀法五四七号八頁（一九九八年）を参考にした。

(2) 最判平成九年二月二七日民集五一卷二号六八六頁。

第二章 最高裁平成九年二月二七日判決

1 事実と判旨

最高裁平成九年二月二七日判決⁽³⁾（以下「最高裁平成九年判決」とする）の事案および判旨は次の通りである。破棄された原審判決も裁判例を概観する上で重要な地位にあると思われるため、少々詳しく紹介する。

〔事実〕

平成三年一〇月二四日、Y（被告、被控訴人、上告人）はB（訴外、金融業者）に対して、満期日を同年一月二二日とする約束手形を三通振り出した（複数であるが、全て同様に有効性が問題となっているので、以下まとめて「本件手形」とする）。本件手形は、いずれも振出日および受取人欄の記載がないいわゆる白地手形であり、金額の合計は二〇二五万円であった（なお、最終的な手形面上において、Bの署名は第二裏書人欄にあり、第一裏書人欄には別人であるAの署名があった）。Yはこの手形を満期に決済することができなかったため、同年一月二二日、Bに対し、満期を同年一月二〇日とする新手形を交付し、延期分の利息を支払い、先に交付した手形の返還を求めた（いわゆる「手形の書替」）。しかしBが「後で返す」と言ったため、Yは受け戻しをしなかった。

その後Bは、平成三年一月二五日、本件手形の満期をいずれも「平成四年六月二二日」と変造した上で、割引のため、C（手形訴訟においてのみ被告、金融業者）に裏書譲渡した。最終的に所持人となったX信用金庫（原告、控訴人、被上告人）が、Yに手形金を請求したところ、支払を拒絶されたため、本件手形金の支払を求めて訴えを提起した。なお、白地であった振出日欄は「平成三年一月二五日」という記載になっていたが、事案からは誰がどのように補充したのか明らかでない。

手形訴訟（京都地裁平成四年一〇月二九日判決⁴）では、Yが「手形の書替」の抗弁でXに対抗できるか否かが主たる争点となった。裁判所は、まず、本件手形の満期日が変造であるという事実を認定し、手形法六九条により、Yは変造前の文言にしたがって責任を負うとした。そのうえで、「手形の書替」は人的抗弁であるから、裏書譲渡によれば所持人は抗弁切断の利益を得るところ、Xが取得した日時は変造前の満期日より後であるから、Xは本件手形を期限後裏書によって取得しており、したがって、抗弁は切断されない、と判示し、Xの請求を棄却した（なお、同時に訴えられたCはこの手形訴訟を欠席したため、裏書人としての担保責任を認定されている）。これに対

し、Xは異議を申し立てた。

京都地裁平成五年一月二七日判決は、ほぼ以上の理由からXの異議を認めず、手形判決を認可した。これに対しXは控訴した。

〔原審判決〕（大阪高裁平成五年一月一九日判決）（以下、「大阪高裁平成五年判決」とする）

Yは新たに、本件手形は変造前の満期日よりも白地欄に補充された振出日が先になるため不合理であり、無効である、と主張した。これに対しXは、まず、変造前の満期日である平成三年一月二二日の翌日は祝日、翌々日は日曜日であり、適法な支払呈示期間は平成三年一月二六日までであるから（手形法三六条、この間になされたBC間の裏書は期限後裏書ではなく、人的抗弁は切断され、したがって、Cの地位を承継したXは人的抗弁の対抗を受けない、と主張した。さらに、変造前の満期日によっても適法な支払呈示をすることは時間的に可能であるから、本件手形が無効であるとはいえない、と主張した。

大阪高等裁判所は、人的抗弁の切断についてはXの主張を容れたうえで、次のような理由から本件手形は有効であるとし、手形判決および京都地裁の判決を取り消し、Xの請求を認容した。

本件手形の「満期が変造され、振出日が平成三年一月二五日と補充された結果、本件各手形の変造前の満期は振出日より前になるところ、満期は手形の呈示につき不能の日であってはならないとか、満期が振出日より前であることは不合理な日を記載した手形であるとして、満期が振出日より前の手形を無効とする見解もある」。

「しかし、手形が現実には振り出された日と振出日とが異なる場合、手形が発行された日は現実には振り出された日であるから、満期が振出日より前の手形も、未発行の手形について満期を定めたものとはいえず、必ずしも不合理な

権利関係を表章するものとはいえないこと、振出日は現実に手形を振り出した日を記載することが要求されていないから、満期が振出日より前の手形であっても、現実に振り出された日が満期及びこれに次ぐ二取引日以前であれば、手形の所持人は支払呈示期間内に支払呈示をすることができること、支払呈示期間内に支払呈示ができなくても、支払呈示期間後に主たる債務者に対し手形上の権利を行使できること、手形振出当時に支払呈示期間が経過し、当初から遡求義務が発生しない場合であっても、手形法は裏書禁止手形を認めており（同法二二条二項）、当初から遡求義務が発生しない手形の存在を否定していないことなどからして、満期が振出日より前の手形を一律に無効とするのは相当でない」。

「満期が振出日より前の手形であっても、振出日が支払呈示期間の末日以前であれば、支払呈示期間内の支払呈示が可能であり、表示されている手形要件が不合理な権利関係を表章しているものとはいえない」。

以上の原審判決に対し、Yは、満期日が振出日より前の約束手形は「約束」という性質に反すること、および、原審判決の判旨は、旧手形法下ではあるがそのような手形を無効と解した大審院判決⁽⁷⁾に反することを理由として上告した。

「上告審判決」破棄自判

「手形要件は、基本手形の成立要件として手形行為の内容を成すものであるところ、手形の文言証券としての性質上、手形要件の成否ないし適式性については、手形上の記載のみによって判断すべきものであり、その結果手形要件の記載がそれ自体として不能なものであるかあるいは各手形要件相互の関係において矛盾するものであることが

明白な場合には、そのような手形は無効であると解するのが相当である。そして、確定日払の約束手形における振出日についても、これを手形要件と解すべきものである以上（最高裁昭和三十九年(オ)第九六〇号同四一年一〇月一三日第一小法廷判決・民集二〇巻八号一六三二頁参照）、満期の日として振出日より前の日が記載されている確定日払の約束手形は、手形要件の記載が相互に矛盾するものとして無効であると解すべきである。これを本件についてみるに、本件各手形は、満期が変造され、振出日が補充された結果、変造前の満期が振出日より前の日となるものであるから、たとえ補充された振出日を基準として変造前の満期による支払呈示期間内に支払呈示することが可能であったとしても、変造前の文言に従って責任を負うべき振出人であるYとの関係においては、無効といふべきである」。

2 原審と上告審の判旨について

この事案は、次の二点においてやや特殊なものであったと思われる。すなわち、①満期日と振出日が前後したの満期日の変造と振出日の白地補充が関与したためであるという点と、②補充後の振出日がたまたま変造前の満期日による支払呈示期間（満期日とそれに次ぐ二取引日）内だったという点である。本件手形の有効性を論ずるにあたっては、こうした事案の特殊性を重視し、一般論とは異なった結論を導くという道筋と、事案の特殊性を加味せずに、一般論として論ずるといふ道筋があると考えられる。

原審である大阪高裁平成五年判決は、このうち①の特殊性は加味しなかったが、②の特殊性を重視している。すなわち、Xの請求を認容した直接の根拠を、手形面上の振出日が支払呈示期間内であれば適法な呈示が可能である

ことに求めている。この点を強調すると、原審の判旨は、振出日と満期日が前後する手形は無効であるが、例外として本件のような場合は有効であるとしたもの、すなわち、事案の特殊性を重視し一般論とは異なる結論を導いたものと解することになる。⁽⁸⁾しかし、原審はその判旨の前半にて、支払呈示期間中に呈示できなくとも手形所持人は主たる債務者に対して権利を行使できること、および、そのような場合には遡求権が保全されないが、法は当初から遡求権が発生しない手形の存在をも認めていること（裏書禁止手形、手形法一条二項）を指摘している。事案の特殊性から例外的に有効と解する趣旨であれば、この二つの根拠をも併せて述べる必要はなかったものと思われる。したがって、原審の判旨は、満期日が振出日より前の手形も原則的に有効と解すべきであり、少なくとも本件のように振出日が支払呈示期間にある場合にはその手形の有効性に異論がない、と論じているものと考えられる。⁽⁹⁾

これに対し、上告審である最高裁判平成九年判決では、事案の特殊性を加味することが明確に否定されている。すなわち、手形面上、満期日と振出日が前後する手形は無効であり、これは満期日の変造と振出日の白地補充が関与した場合（特殊性①）にも同様であるとし、振出日が支払呈示期間内であるか否か（特殊性②）はそもそも問題とされていない。それゆえ、その判旨によれば、無効とする一般論がほぼ例外なく適用されると解するほかないであろう。したがって、原審である大阪高裁判平成五年判決の判旨は判例法理として完全に排斥されたといえる。

なお、一般論として無効としているため、最高裁判平成九年判決の射程は、およそ満期日と振出日の前後関係が問題となるあらゆる場面に広く及ぶことになる。もともと、「満期の日として振出日より前の日が記載されている」ことが問題とされているため、厳密に言えば、その射程は、振出日と満期日が同日の手形には及ばないことになる。

注

- (3) 最判平成九年二月二七日民集五一卷二六八六頁。
- (4) 京都地判平成四年一〇月二九日判時一四八五号一一八頁〔二二二頁〕。
- (5) 京都地判平成五年一月二七日判時一四八五号一一八頁〔二二〇頁〕。最高裁平成九年二月二七日判決が登載されている民集(前掲注(3)参照)では、上告理由とは関係がないためか、判決理由が省略されている。
- (6) 大阪高判平成五年一月一九日民集五一卷二六八六頁〔七〇〇頁以下〕、判時一四八五号一一八頁。
- (7) 大判昭和九年七月三日法学三卷一三二二四頁。
- (8) 前田庸『手形法・小切手法』二〇七頁(有斐閣、一九九九年)。
- (9) 田邊光政「大阪高裁平成五年判決判批」判評四二七号二二四頁(一九九四年)、福瀧博之「振出日より前の日を満期とする手形の効力」関法四五卷二・三号一七八頁(一九九五年)、三原園子「大阪高裁平成五年判決判批」早法七一巻三号一〇七頁(一九九六年)。

第三章 裁判例の概観

振出日と満期日との前後関係が問題とされた裁判例はいくつかあり、最高裁平成九年判決のように手形所持人の請求を認めないものと、認めたものに分かれる。

1 手形所持人の請求を認めなかった裁判例

手形所持人の請求を認めなかったものとしては、まず、旧法下であるが、大審院の判決が存在する。

①大審院昭和九年七月三日判決（以下「大審院判決（①判決）」とする）

事案は次のようなものである。昭和四年一月一三日にY（被告、上诉人）が振り出した手形は、振出日が昭和四年一月二三日、満期日が同年一〇月二三日と記載されたものであった。代理人Aよりこの手形を受け取ったX（原告、被上诉人）は、この手形の振出日と満期日が前後しているため、Yにその訂正を求めた。これに対しYは、Xに、適宜振出日を満期日前に訂正するよう求め、欄外に捺印して訂正の権限を付与した。しかし、X（正確には代理人A）がその権限に基づき振出日を訂正したのは、手形金請求訴訟中であつた。大審院は、このような手形は、訂正前においては手形としていまだその効力を生ずることはなく、訂正後においてはじめて有効に成立すると判断した。その根拠として、「手形が法定の要件を具備するや否やは手形上の記載のみに依りて之を判断すべく其の記載が真正なる事実と符合すると否とは之を問はざること手形が要式証券たる当然の結果として一点の疑なき所……満期日は手形の呈示支払等に付不能の日たる可からざるや勿論にして其の性質上振出日以後なるを要する…」、とした。要するに、振出日より前の満期日は呈示や支払が不可能な日であり、すなわち、「呈示・支払の不能」を根拠として、そのような記載の手形の効力を認めることができなかつたのである。

以上の論旨を述べた上で、大審院は、Xが訂正した日を確定することなく支払命令送達の翌日からの遅延損害金を認めた原審判決には審理不尽、理由不備の違法があるとした。東京地裁昭和九年一月三〇日判決⁽⁴⁾は、事案の同一性と判決の時期から、この大審院判決（①判決）の差戻審と思われる。とすれば当然ではあるが、東京地裁は、

大審院判決（①判決）と同様の理由から、形式上振出日と満期日とが前後するような手形は無効である旨判示した上で、振出日が満期日前になるよう訂正された日を認定し、その翌日からの遅延損害金の支払をYに命じた。

統一手形法制定以後も、振出日と満期日が前後したケースにつき、この大審院判決（①判決）と同様に、そのような手形は無効であるとした裁判例が存在する。

②大阪地裁昭和四一年六月一四日判決（以下、「大阪地裁判決（②判決）」とする）

大阪地裁は、振出日が「昭和三六年八月一四日」であるのに満期日が「昭和三六年五月一五日」となっている手形について、「……このような手形の呈示や支払が不可能の日を満期として記載した手形は無効といわなければならぬ」。原告は右手形の満期は本来「昭和三七年五月一五日」とあるべきを誤記したものであると主張しているが、かりに右主張事実が真実であるとしても、こうした手形面にあらわれぬ事情を加えて手形の記載内容ないし手形行為を解釈することは手形の文言証券たる性質上もとより許されるべきではない」と判示した。「呈示・支払の不能」によりつつ、誤記という主張を手形の文言性より排している判旨は、大審院判決（①判決）の論旨に忠実な内容であるといえよう。

これに対し、また別異の根拠を述べる判決もある。

③大阪高裁昭和四四年一二月一七日判決（以下「大阪高裁昭和四四年判決（③判決）」とする）

この判決は、事案が最高裁平成九年判決と類似する。すなわち、変造前の満期日よりも手形所持人が補充した振出日の方が後となる手形の有効性が問題となったケースにおいて、大阪高裁は、「……被控訴人によってその振出日が右認定のとおり補充された結果、満期欄の原文言に従う限り、満期日が振出日よりも前となるのであって、確定日払の場合でも振出日を手形要件と解すべき以上、かかる不合理な手形を無効とすべきことは、当初よりこのよう

に記載された場合と後に振出日または満期日が補充された結果かかる外観を生じた場合とでその理を異にする訳ではない」と判示した。無効と解する根拠として「呈示・支払の不能」を示さず、「不合理」を掲げた点が注目されよう。

なお、同様に変造が関わった事案としては、根拠としては端的に「振出日より前の日を満期とする約束手形は無効である」とするのみであるが、同旨の裁判例もある。もつとも、これらの判決は、事案の特殊性を加味せず、振出日と満期日が前後する手形は無効であるとする一般論を直接適用している点において一致している。

以上とは異なり、満期日が現実に振り出された日よりも前であってはならないとする判決もある。

④東京高裁昭和六一年二月一九日判決（以下「東京高裁昭和六一年判決（④判決）」とする）

事案は、満期日に誤って過去の日付が記入されたものの、後に何者かによって正常な日付に改ざんされたというものである。東京高裁は、この改ざんを変造と認定したうえで、「支払期日（満期日）が現実に振出された日よりも過去の日付に記載されているような手形は、当該手形の呈示及び支払を不可能ならしめるものであるから無効と解すほかなく」、さらに、約束手形の満期日が「変造された場合には、振出人は原文言（変造前の文言）にしたがって責を負うにとどまるものであることからすれば」、振出人は支払義務を負わないと判示した。

旧法下ではあるが、ほぼ同様の裁判例も存在する。これらの事案では振出日にいかなる記載がなされていたかは明らかでないものの、少なくともその理由付けによれば、現実に振り出した時点が満期日よりも後であれば、記載上はなんら齟齬のない手形であっても無効とされることとなる。この点が以上の裁判例とは著しく異なる。

2 手形所持人の請求を認めた裁判例

⑤飯塚簡裁昭和三八年七月二二日判決⁴⁷⁾（以下「飯塚簡裁判決（⑤判決）」とする）

飯塚簡裁は、「支払期日は手形の呈示支払等の基準となる日であるから、不能の日であつてはならず振出日より前の日を支払期日として記載した手形は一般にこれを無効と解すべきである」としながら、「振出人としては振出日より後の日を支払期日として記載する意思であつたのが、不注意で振出日より前の日を支払期日として記載してしまつたことが他の資料から明らかな場合には、振出人と受取人との間では振出人の真意に従つて右記載を補充解釈し手形を有効なものとして取り扱う余地もあるものと解する」と判示した。その上で、同時に振り出された他の手形の記載と対比して考えれば、問題の手形は支払期日として「昭和三七年五月三〇日」と記載すべきところを「昭和二七年五月三〇日」と誤記したものであることが明白であり、原告と被告との間では、「昭和三七年五月三〇日」と記載されたものとして処理し、無効と解すべきではないと判示した。

すなわち、飯塚簡裁は、大審院判決（①判決）と同様の論拠から、原則として振出日と満期日が前後する手形は無効であるとの立場に立ちつつ、例外的に手形外の事情を加味することにより手形面上の記載を修正して、事案の適切な解決を導こうとしたのである。

一方、一般的に有効と判示する裁判例もいくつが存在する。

⑥東京地裁昭和四〇年九月七日判決⁴⁸⁾（以下「東京地裁判決（⑥判決）」とする）

誤つて振出日より後の満期日が記載された事案につき、「確定日払手形の振出日は形式的にのみその記載が要求されるものであつて、その記載の実質的な必要性は存在しないものと考えられる。したがつて、形式的にその記

載がありさえすればそれが満期より後の日付であっても特段両日付の關係が不合理であることを理由に当該手形を無効とすべきいわけではない」と判示した。すなわち、確定日払手形における振出日には法的な意義が認められないので振出日と満期日の前後關係は手形の有効性に影響しない、とする。なお、東京地裁は、「手形外の事実を調べて満期の誤記を認定し、真実記載されるべきであった日付に補充訂正することは、手形の性質上許されない」とも判示している。説示した一般論からすれば誤記を認定するまでもなく手形は有効と解されるものの、手形外の事情を加味する飯塚簡裁判決（⑤判決）の論旨は明確に拒絶されている点が注目されよう。

⑦浦和地裁秩父支部昭和五三年一月一八日判決（以下「浦和地裁秩父支部判決（⑦判決）」とする）

同じく誤つて満期日より先の振出日が記載された事案につき、浦和地裁秩父支部は、次に掲げるような種々の理由から振出日と満期日が前後する手形は有効であると判示した。すなわち、(a)手形法の法文上振出日と満期日は記載が要求されているものの前後關係まで問われていない、(b)確定日払の手形において特別意味のない振出日の記載により手形の有効性が左右されることは妥当でない、(c)手形取得者が満期日と振出日の先後關係に格別注意を払わないという事態が、(b)の理由から一般的に予想されるので、そのような手形は無効であると、その先後關係に注意を払わなかったことを理由に、手形取得者に法の保護を与えないのは妥当でない、(d)手形に關与する当事者はその手形が有効であるものと信じて行為をなしているはずであるから、有効と解するのが手形關係者の意思、期待に沿い、これを無効として行為をなす当事者の期待は保護するに値しない、(e)満期日と振出日が前後する手形を無効とすると、かえつて不誠実、不信義な手形債務者の出現が助長されるといふ悪弊が生ずる、とする。そして、このような理由から、「満期日より振出日が後である手形を無効と解することの必要性、相当性は何も認められず、又、これを有効と解した場合の不都合というものも考えられない」とした。この論旨は、無効説の法的論拠、

および妥当性に深く立ち入ったものであり、注目すべきである。

⑧東京高裁昭和五三年九月四日判決²⁰⁴（以下、「東京高裁昭和五三年判決（⑧判決）」とする）

この判決は手形判決である浦和地裁秩父支部判決（⑦判決）を認容した一審判決の控訴審であり、同様に当該手形は有効である旨判示している。しかし、理由付けが全く異なる。まず、「満期が現実に出された日より過去の日附となつていれば格別、それ以後の日附であるならば、呈示、支払が不能になるということとはあり得ない」とし、本件では満期の翌日または翌々日に呈示がなされているから不能の満期ではないとする。次に、「本件の如き手形は一見如何にも不合理である。しかし合理的に解釈するならば、本件の手形にあつては、振出日の記載が誤記であると見るのが自然である」とし、手形外の事実関係をも斟酌すると、その振出日は誤記であり、それゆえ当該手形は手形要件を満たしていると判じた。すなわち、不能の観点からは、現実に振り出された日と満期日と比較し、合理的の観点からは、様々な事実関係からしてそのような記載が誤記であるか否かが指標となる。いずれにせよ、手形外の事情が相当重要視されることになり、その点で原審の浦和地裁秩父支部判決（⑦判決）とは異なる。むしろ、この判旨は、「手形外の事情を考慮しなければ当該手形を有効と解することはできない」ものと解せるから、上述の飯塚簡裁判決（⑤判決）と同様に、一般論としては無効であるが、一定の場合には有効という立場と見るべきであらう²⁰⁵。その意味で、手形外の事情を加味すると無効であるとした前記東京高裁昭和六一年判決（④判決）とこの判旨は共通するものがある。浦和地裁秩父支部判決（⑦判決）の判旨は、結論はともかく根拠の面では排斥されたといえよう。

なお、振出日と満期日が同日である事案について、旧法下ではあるが、東京控訴院昭和八年六月二七日判決²⁰⁶は、満期日と振出日との間に時間的間隔を入れることは法律上の要件ではなく、たまたま呈示期間内に呈示することが

事実上不可能であつても、当該手形は有効であると判じた。その理由付けとして、「所持人ニ於テモ必ス満期日ニ手形ヲ呈示シテ其支払ヲ求ムルコトヲ要スルモノニ非スシテ其後二日内ニ手形ヲ呈示スルニヨリ完全ニ手形上ノ權利ヲ保有シ得ヘク又右期間内ニ手形ヲ呈示スルコトナクトモ其主債務者ニ対スル手形金ノ請求權ハ直チニ消滅スヘキモノニ非サル」と論じた。すなわち、適法な呈示の可能性があること、および、適法な呈示がなされなくとも主債務者には手形金を請求できることが挙げられている。この論旨を拡張すれば、満期日が振出日より前の手形も有効と解すこともできる。それゆえ、この判決は、上記東京地裁判決（⑥判決）や浦和地裁秩父支部判決（⑦判決）と類似の立場に立っているものとも理解できよう。

3 小括

以上のように、満期日と振出日が前後する手形につき無効とする判決と有効とする判決が拮抗している。

一般論としてそのような手形を無効とする理由付けは二種類に分かれる。すなわち、そのような記載の手形は不合理であるとするか、適法な支払呈示が不可能であるとするかである。無効とする判決は、概ね、この二つの理由付けのうちいずれかを端的に示すのみである。すなわち、「なぜ不合理なのか」、あるいは、「なぜ支払呈示が可能でなければならないのか」という点にまで踏み込んで論じていない。その点では、誤記の事案であるから例外的に有効と解した飯塚簡裁判決（⑤判決）も同様であり、「なぜ支払呈示が可能でなければならないのか」は示されていない。

これに対し、一般的に有効とする裁判例は多くの理由付けを持ち出して判旨を正当化する傾向にある。その論旨

は、「なぜ不合理なのか」、「および」、「なぜ支払呈示が可能でなければならぬのか」という点に踏み込み、比較的詳細に論じている。この論旨の当否はひとまず置くとしても、このような傾向からは、裁判所が、満期日と振出日が前後する手形は「不合理」であるから無効である、または「支払呈示が不可能」であるから無効である、という論旨にそれ相応の説得力があると考えていたことが伺えよう。すなわち、一見して無効の結論に説得力を感じるからこそ、有効性について詳細に論じなければならなかったものと思われる。

有効と解した裁判例の中には、誤記によることを認定して、一般論を修正しているものもある(飯塚簡裁判決(⑤判決)および東京高裁昭和五三年判決(⑧判決))。しかし、逆に、大審院判決(①判決)、大阪地裁判決(②判決)および東京地裁判決(⑥判決)は、誤記であることを手形の有効性の判断に加味することを明確に否定し、一般論を直接適用している。このように、手形の記載外の具体的な事情を加味して手形の有効性を判断しているものは少数派である。なお、変造前の満期日と白地欄に補充された振出日の前後関係が問題となっている事案において、一般論を修正した判決は存在しない。

最高裁平成九年判決は、手形面上満期日と振出日が前後する手形は「手形要件の記載が相互に矛盾するため」無効であると判示した。これは、上述の大審院判決(①判決)の結論が統一手形法においても妥当することを確認したものと評価できる。しかし、その論拠が若干異なる点は注意すべきである。すなわち、最高裁平成九年判決は「支払・呈示の不能」について触れていない。大審院判決(①判決)のように「支払・呈示の不能」を根拠とすると、東京高裁昭和五三年判決(⑧判決)や東京高裁昭和六一年判決(④判決)が示すように、手形面上は振出日と満期日が前後していても、現実に支払呈示が可能であれば、その手形を有効と解する余地が出てくるものと思われる。最高裁平成九年判決の事案はまさしく「現実に適法な支払呈示が可能」な事案であった。それゆえ、「支払呈示の

可能性」を論拠とすることを回避したのかもしれない。

いずれにせよ最高裁判平成九年判決の判旨によれば、現実に振り出された日は問題とされない。たとえ振り出された時点で満期日が経過していたとしても、手形面上齟齬がなければ、有効と解される。また、支払呈示期間も全く考慮されない。すなわち、手形の有効性は、手形面上の記載のみに基づいて機械的に判断される。それゆえ、大審院判決（①判決）よりも厳格な形式的論理が採用されているものと評することができよう。

しかし、最高裁判平成九年判決においても、他の無効とする裁判例と同様に、なぜ「手形要件の記載が相互に矛盾する」手形は無効なのか、厳密な論拠は示されていない。原審である大阪高裁判平成五年判決がそうした論拠にまで踏み込み、詳細な法律論を展開しているのとは対照的である。最高裁は、以上の論拠で十分と判断したのであるか、それとも批判を恐れて議論を展開することを避けたのであろうか。いずれにせよ、最高裁は、司法の頂点に位置するものであるだけに、原審の論拠をもう少し正面から受け止める必要があつたのではないかと考える。

注

- (10) 大判昭和九年七月三日法学三卷一二号一二四頁。
- (11) 東京地判昭和九年一月三〇日法律評論二四卷四号商法一八七頁。
- (12) 大阪地判昭和四一年六月一四日判時四七九号五六頁。
- (13) 大阪高判昭和四四年二月一七日下午民集二〇卷一一・一二号九二八頁。
- (14) 京都地判昭和三八年八月二二日金法三五五号二八三頁。
- (15) 東京高判昭和六一年二月一九日判タ六一〇号一二五頁。

- (16) 松本区判大正一三年六月一〇日新聞二二九六号二一頁。
- (17) 飯塚簡判昭和三八年七月二二日判時三四五号二一頁。
- (18) 東京地判昭和四〇年九月七日判時四三〇号四三頁。
- (19) 浦和地秩父支判昭和五三年一月一八日判時八八七号一一三頁。
- (20) 東京高判昭和五三年九月四日判時九一一号一五六頁。
- (21) 参照、福瀧博之・前掲注(9)論文一七三頁以下。
- (22) 東京控判昭和八年六月二七日新聞三五八五号二〇頁。
- (23) 大隅健一郎 河本一郎『注釈手形法・小切手法』二七四頁(有斐閣、一九七七年)、田邊光政「最高裁平成九年判決判批」民商一一七卷四・五号七〇三頁(一九九八年)。
- (24) 田邊光政・前掲注(23)判批七一二頁は、「原審が緻密な法律論を展開したのに対し、最高裁が単なる常識論でこれを覆した」と批判する。

第四章 振出日と満期日が前後している手形の有効性一般論

1 学説の状況

学説上も、満期日と振出日が前後する手形を無効とする説と有効とする説が対立している。旧来から無効説が多数説であると思われる⁴⁵⁾。この説では、裁判例と同様に、そのような記載の手形は不合理ないし不能であると解され

ている。すなわち、手形は厳格な設権証券であり、その記載のみが手形行為の内容をなすものであるから、記載上不能である場合は、手形行為自体が不能であると解すべきであり、過去の期日における支払を約束するということは人間の意思活動の内容として不合理あるいは不可能であるから、満期日と振出日が前後する手形は無効であると解される。なお、裁判例とは異なり、無効説において現実の振出日との齟齬をも問題とする学説は見当たらない。それゆえ、無効説によれば、現実に振り出された時点においてすでに満期日を経過していても、手形面上齟齬がなにかぎり手形は有効であると解されようか。この結論を明確に支持するものもある。

これに対し、近時は有効説も有力になってきている。その具体的な論理構成には諸説がある。第一に、確定日払手形において振出日の記載には重要性の乏しさに鑑み、その手形要件性を実質的に否定する見解がある。しかし、この見解に対しては、無効説、有効説いずれの論者からも、振出日を手形要件とした手形法一条七号ないし七五号六号の解釈論として無理であると批判される。

第二に、振出日の記載の重要性の乏しさに鑑みると、各要件が一応具備されている以上、振出日と満期日の前後関係まで細かく注意させることは無理な要求である、とする見解がある。この見解は、手形は、各記載が一体となって手形行為者の意思を表すものであるから、各記載の論理的関係に注意させることは当然要求されてよい、と批判される。

第三に、手形法は、振出日の記載を要求しているものの、満期日との前後関係を整えることまでは要求していないとする見解がある。この見解は、さらに、支払をなすべき日が経過した後でも時効により消滅するまで手形所持人は主たる債務者に手形金の支払を強制できることから、振出日と満期日が前後している場合でも、手形債務者はその満期日を弁済期とする債務を有効に負担したことになる、と解しようとする。すなわち、そのような記載の手形

においても、当事者の意思活動の内容を合理的に推断することができ、不合理ないし不能とはいえないのである。この点は、上述の無効説の論拠と鋭く対立する。

なお、第四に、手形の文言証券性を過大視すべきではなく、現実には振り出された日より満期日が後であれば有効とする見解も存在する⁶⁵⁾。手形外の事情を手形の有効性を判断する際に考慮するという点で、上述の東京高裁昭和六一年判決(④判決)および東京高裁昭和五三年判決(⑧判決)と同様であるが、学説上の支持は比較的多くないと思われる。

2 検討

手形は厳格な設備証券であり、その手形面上の記載に従って法的効果が定まる。このような性質によって、手形を取得しようとしているものは、手形面上の文言から得られる情報を信頼して、安心して手形関係に入ることができるとする。それゆえ、現実の振出日という、手形を取得しようとするものにとっては知りえない手形外の事情を加味して手形の有効性を判断することは、手形取得者を不安定な地位に置き、取引の安全を害しかねないため、妥当ではない。したがって、有効説第四の見解や、東京高裁昭和六一年判決(④判決)および東京高裁昭和五三年判決(⑧判決)の判旨は採りえない。

もつとも、このように現実の振出日と満期日の前後関係を無視しうるとすれば、振り出した時点ですでに適法な呈示ができず、それゆえ、指名債権譲渡の効力しかない期限後裏書(手形法二〇条)でしか譲渡できない手形の現出を許すということとなる。仮に手形行為の本質は裏書譲渡であるとするならば⁶⁶⁾、現実の振出日と満期日が前後す

る手形は、裏書譲渡をする余地がないため無効と解する余地もある。しかし、手形法は、当初から指名債権譲渡の効力しかない手形を認めている（裏書禁止手形、手形法二一条二項）。したがって、裏書譲渡を手形の本質とすることは手形法上の解釈として適切ではないであろう。⁸⁷⁾

有効説第一の見解は、確定日払手形の振出日の非要件化を意図しているのであれば、批判されている通り、手形法の文言を実質的に無視するものであり、解釈論として困難であろう。また、有効説第二の見解も、批判されている通り、手形取得者の不注意を責められないとするその論拠に疑問がある。手形が厳格な設権証券であることに鑑みると、手形を取得する者は、少なくとも手形面上の記載にそれ相応の注意を払い、自らがどのような法律行為をなすかを把握すべきであると思われる。

有効説第三の見解は、前述したように、無効説の論拠と鋭く対立する。それゆえ、無効説の論拠を検証すれば、有効説第三の見解の当否は明らかとなろう。そこで、次に、無効説につき検討することとする。

まず、無効説の掲げる根拠の一つである「支払・呈示の不能」については、少なからず疑問がある。なぜなら、この論拠によるならば、現実の振出日より過去の日付が満期日として記載されている手形をも、振出時点で適法の呈示が不能となっているゆえに、無効と解さざるを得ないからである。この結論は、前述の通り、手形外の事情を加味してしまつたため妥当ではない。のみならず、その根拠によれば、「満期日に次ぐ二取引日」であれば適法な呈示は可能であるから、その期間内ならば満期日より振出日が後の手形が有効とされてしかるべきである。さらに、たとえその期間経過後でも、主たる債務者との関係では依然として支払請求が「可能」である。それゆえ、「支払・呈示の不能」という論拠は、むしろ有効説になじみやすいと思われる。⁸⁸⁾

また、現実においてすでに満期日を経過している手形を振り出すという行為を許すのであれば、それを手形面上

の記載の解釈においても一貫すべきではなからうか。⁶⁹ すなわち、無効説に対して、なぜ手形面上のみ満期日が振出日より過去となるような意思活動が許されないのであろうかという疑問が呈されよう。現実には可能であるならば、振出日と満期日の前後する手形を振り出す当事者の意思活動は、不合理でも不能でもないと解すべきである。要するに、無効とする論拠を当事者の意思に結び付けることは困難である。

そうすると、残る問題は、当事者の意思からは離れて、振出日と満期日の記載が前後する手形において、そのような記載による手形行為は客観的に不合理か否かということになるかと思われる。無効説が振出日と満期日の前後関係に注目するのは、結局、「振出がなされてから満期日が到来するのが当然である」という極めて簡単な論拠に基づくものといわざるをえない。⁴⁰ そして無効説の中には、手形関係者の混乱と紛争をできるだけ回避するためには、そのような簡単な論拠に基づき、手形の記載というのは誰にでも分かり易いような単純かつ明確なものであることが必要であるとするものもある。⁴¹ この見解に対しては、振出日との前後関係にはかわりなくその満期日において支払に応ずるのだということもまた明白ではないかという批判がある。⁴² しかし、振出日と満期日が前後している手形は少なくとも通例的なものではないであろうから、そのような記載に手形関係者が違和感を覚えることはありうるであろう。仮にその違和感から発生する混乱を避けることが手形法の指導原理たる取引の安全に適うのであれば、政策論として、無効説はそれ相応の合理性を有しているものとも思われる。⁴³ 最高裁判成九年判決が、手形当事者の意思に触れずに、客観的に「手形要件の記載が相互に矛盾する」手形を無効としたのは、このような論拠を秘めているからではないか。

しかしながら、無効説の政策的な合理性には次のような疑問がある。第一に、手形の振出人にも、振出日と満期日が前後する手形を作出したという帰責事由が存在する。にもかかわらず、振出人はむしろその手形を無効とする

利益を享受し、無効の不利益を手形取得者に負担させることは妥当か。振出人の行為の瑕疵を責めるべきではないか。⁴⁴⁾ 第二に、手形の取得者は手形面上の記載に注意すべきとはいえようが、その不注意の程度からすると、手形債権が消滅するという大きな不利益を手形取得者に負担させることは妥当か。不注意の代償としては余りにも大きすぎるのではないか。そして第三に、手形の振出人は、当該手形を有効なものであるとして振り出したものと考えられるし、またそう考えるべきであろう。しかし、その手形行為を無効とすることは、前記浦和地裁秩父支部（⑦判決）が述べるように、手形債務者に当初の意思を翻して支払を拒む口実を与え、悪用を助長する恐れがある。⁴⁵⁾ この結論は妥当か。

現実において、手形授受の原因関係などにおいて何ら問題のないケースであれば、たとえ手形取得者に違和感を与えるような記載上の矛盾があろうと、滞りなく決済がなされる場合が多いであろう。これに対し、満期日と振出日が前後する手形の有効性が問題となるケースは、手形債務者が、原因関係上の抗弁などでは対抗しえない第三取得者からの請求を拒むために、記載上の矛盾があることを奇貨とする場合が多いであろう（まさしく最高裁判平成九年判決はそのような事案であった）。要するに、記載上矛盾する手形の有効性が問題となるのは、それそのものが争点の中心となる場合ではなく、手形の支払が拒絶されうるまた別異の事情が存在する場合であろう。そうであるならば、本来なら支払を受けられる手形取得者の請求を認めない無効説によると、むしろ混乱と紛争を招きかねないのではないだろうか。したがって、無効説が政策的に合理性を有するかにつき疑問がある。それが取引の安全に適うとはいえない。

以上の通り、無効説の説く論拠は妥当ではないと思われる。有効説第三の見解が説くように、満期日と振出日が前後することにつき、手形法の文言上は問題とならず、そのような意思活動は不能でも不合理でもない。さらに、

無効と解することにより取引の安全も害されかねないというわけであるから、一般論としては、有効説第三の見解が支持されるべきである。

注

- (25) 岡野敬次郎『日本手形法』一六六頁(有斐閣、一九〇五年)、大橋光男『新統一手形法論上巻』一一六頁(有斐閣、一九二二年)、田中耕太郎『手形法小切手法概論』二七九頁(有斐閣、一九三五年)、伊沢孝平『手形法・小切手法』三一五頁(有斐閣、一九四九年)、大森忠夫『手形法・小切手法講義』八七頁(三和書房、一九六〇年)、田中誠二ほか『コンメンタール手形法』一七六頁(勁草書房、一九七一年)、田中誠二『手形・小切手法詳論上巻』三七一頁(勁草書房、一九六八年)、服部栄三『手形・小切手法』三四頁(商事法務研究会、改訂版、一九七一年)、石井照久『鴻常夫』手形法・小切手法(商法Ⅳ)一七四頁(勁草書房、第二版、一九七二年)、大隅健一郎『河本一郎・前掲注』書一七三頁、納富義光『手形法・小切手法論』二一三六頁(有斐閣、一九八二年)、小橋二郎『手形法・小切手法』一九〇頁(成文堂、一九九五年)、大塚市助『満期と呈示期間』鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形法小切手法講座第四巻』六四頁(有斐閣、一九六五年)、龍田節『手形要件』鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形法小切手法講座第二巻』二三頁注(5)(有斐閣、一九六五年)、森本滋『約束手形の振出し手形要件(その一)』法教一八八号一〇五頁(一九九六年)。なお、判例評釈のうち以下では引用できなかつたものとして、加美和照『東京地裁判決(6)判決』判批「金判一号四頁(一九六六年)、田中昭」大阪地裁判決(2)判決」商事四八九号一六頁(一九六九年)、塩崎勤『東京高裁昭和六一年判決(4)判決』判批「金法一一五二号一六頁(一九八七年)、丹羽重博」大阪高裁平成五年判決判批「日本大学司法研究所紀要七巻八一頁(一九九五年)、福瀧博之」大阪高裁平成五年判決判批」『私法判例リマックス』1995(下)「一二二頁(一九九六年)がある。

- (26) 倉沢康一郎「大阪高裁昭和四四年判決(3)判決」判批「法研四五卷九号一三四頁(一九七二年)、高田晴仁「最高裁平成九年判決判批」ジュリ一三三五号「平成九年度重要判例解説」一一四頁(一九九八年)。
- (27) 小橋一郎・前掲注(25)書一九〇頁、小橋一郎「東京地裁判決(6)判決」判批「商法論集V」八六頁(成文堂、一九八六年)。
- (28) 福瀧博之・前掲注(9)論文一九五頁、大塚龍児「最高裁平成九年判決判批」判評四六九号二〇七頁(一九九八年)、大塚龍児「手形の満期は振出日より前であつてはならないか」瀬川信久編「私法学の再構築 北海道大学法学部ライブラリー2」三四四頁(北海道大学図書刊行会、一九九九年)、鳥山恭一「最高裁平成九年判決判批」早法七四卷三三三二頁(一九九九年)。
- (29) 木内宜彦「手形法小切手法(企業法学Ⅲ)」一一二頁(勁草書房、第二版、一九八二年)、高窪利一「現代手形・小切手法」五六頁注(3)(経済法令研究社、三訂版、一九九七年)。なお、上柳克郎「手形の文言性」鈴木竹雄・大隅健一郎編「手形法小切手法講座第一巻」六九頁注(1)(有斐閣、一九六四年)は、確定日払における振出日を意思表示と解することは困難であるとす。
- (30) 例えば、無効説を採るものとしては、大塚市助・前掲注(25)論文六五頁注(5)、倉沢康一郎・前掲注(26)判批一三五頁、大隅健一郎「河本一郎・前掲注(23)書二七四頁、有効説を採るものとしては、後藤紀一・前掲注(1)論文一一頁、中西正明「第五章振出(21)手形の満期」鴻常夫ほか編「演習商法(手形・小切手)」一八〇頁注(7)(青林書院新社、一九七二年)、がある。なお、最高裁も、確定日払手形の振出日を手形要件と解している(最判昭和四一年一月一三日民集二〇卷八号一六三三頁)。
- (31) 鈴木竹雄「前田庸『手形法・小切手法(新版)』一九三頁注(6)(有斐閣、一九九二年)。
- (32) 小橋一郎・前掲注(27)判批八七頁、大塚市助・前掲注(25)論文六六頁注(5)。
- (33) 田邊光政・前掲注(9)判批二二四頁、田邊光政・前掲注(23)判批七二二頁、前田庸・前掲注(8)書二〇七頁。
- (34) 田邊光政・前掲注(23)判批七二二頁、三原園子「最高裁平成九年判決判批」法教二〇五号一一五頁(一九九七年)、前田庸・前掲注(8)書二〇七頁、中西正明・前掲注(30)論文一七八頁、平出慶道「手形法小切手法」三〇一頁(有斐閣、一九九〇年)。

- (35) 松九伸一郎「大阪高裁平成五年判決判批」判タ八八二号二三三頁（一九九五年）、田辺光政「満期の変造と支払銀行の責任」金法一一三九号八頁（一九八六年）、田邊光政『最新手形法小切手法』三九頁（中央経済社、三訂版、一九九四年）。ただし、田邊教授は、有効説第三の見解へ改説されたようである。参照、田邊光政『最新手形法小切手法』三九頁（中央経済社、四訂版、二〇〇〇年）。
- (36) 伊藤毅「最高裁平成九年判決判批」早法七三卷四号一二五頁（一九九八年）。同旨、石田榮一「最高裁平成九年判決判批」金判一〇四二号五五頁（一九九八年）、川村正幸「最高裁平成九年判決判批」金法一四九二号一二頁（一九九七年）。
- (37) 田邊光政・前掲注(23)判批七一頁。無効説の立場からこの点を指摘するものとして、大塚龍児・前掲注(24)論文三四二頁。
- (38) 同旨、石田榮一・前掲注(36)判批五四頁。
- (39) 深見芳文「基本手形の記載事項についての一考察―判例を中心に―」大分大学経済論集一五卷四号四〇頁（一九六四年）。
- (40) 大塚龍児・前掲注(28)判批二〇六頁、大塚龍児・前掲注(28)論文三四一頁。
- (41) 深見芳文『総合判例研究叢書 商法(10)』六五頁（有斐閣、一九六七年）、深見芳文「大阪高裁昭和四四年判決（③判決）判批」商事六一三号一二頁（一九七二年）、大塚龍児・前掲注(28)論文三四六頁。なお、本注頭の著作において、深見芳文・前掲注(39)論文三九頁の立場（有効説）から無効説への改説が見うけられる。
- (42) 山田泰彦「満期日より後の日を振出日とする確定日払手形の効力―最小小判平成九年二月二七日を契機として―」駒論五〇号七三頁注(28)（二〇〇〇年）。
- (43) 無効説の政策的な合理性を主張するものとして、塩田親文「東京地裁判決（⑥判決）判批」『手形・小切手判例研究』三〇頁（成分堂、一九八二年）がある。
- (44) 山田泰彦・前掲注(42)論文六七頁。
- (45) 牧山市治「最高裁平成九年判決判批」金法一五〇七号三七頁（一九九八年）。

第五章 具体的事案への適用

判例や学説の中には、場合によっては一般論を直接適用せず修正して、手形の有効性を判断する見解がある。第一に、誤記の事案であることを重視する見解があり、第二に、満期日の変造と振出日の白地が関わる事案をまた別異に考慮する見解がある。以下、前者を「誤記類型」、後者を「変造・白地類型」とし、それぞれ項を分けて検討することとする。

1 誤記類型

前述（第三章）したように、誤記であることを理由に、一般論を修正し手形を有効とした裁判例が存在する（飯塚簡裁判決（⑤判決）および東京高裁昭和五三年判決（⑧判決））。学説の中にも、同様に、誤記の場合にはまた別異の考慮ができるものがある。第一に、確定日払手形における振出日付は、現実に振り出された日であるという推定を与えるのみであるから、誤った記載であることが立証されれば、その推定は覆されるとする見解がある⁶⁶⁾。第二に、満期日と振出日が前後していることが直接当事者間の合意に反した誤記である場合に、その旨を立証すれば、その真意に従い手形を有効と扱ってよい、とする見解がある⁶⁷⁾。

まず第一の見解には次のような問題がある。確かに推定が覆されることはありえよう。しかし、この場合には、現実に振り出された日がいつかが問題となっていない。手形の記載上の日付が問題となっているのであって、後述するように、その日付は反証によって覆るような（すなわち読み替えを許すような）性質のものではない。

したがって、第一の見解は妥当ではない。

次に第二の見解に対しては、手形外の事情により手形上の記載を読み替えることは、文言証券性により許されな
いという批判がありえよう。この批判に対しては、手形の記載が明らかに不合理で記載通りの効力を認めることが
適当ではない場合に、誤記の読み替えにより、意思表示の内容を合理的なものとすることは手形の文言証券性には
反しないとする反論がある。しかし、当事者の意思として不合理と言えないことは前述した通りである(第四章2)。
また、仮に読み替えを許すのであれば、手形面上のあらゆる文言について、それが真意に適うか否かという争いを
許すことになりかねず、混乱を招きかねない。それゆえ、第二の見解も妥当ではない。

満期日と振出日が前後する記載が誤記か否かは、そのような手形が作出されたのは過失によるか、あるいは故意
によるか、ということであろう。すなわち、誤記か否かは手形債務者の内心の意思の問題である。そうした他者に
は容易に知りえないような事情によって論が変わることは、手形取得者の地位を不安定にさせるため、できるだけ
避けるべきである。したがって、誤記類型についても、一般論を直接適用すべきであると考える。

2 変造・白地類型

変造前の満期日がたまたま補充された振出日よりも前になるという事案では、誤記や故意によって満期日と振出
日が前後する場合と異なり、手形が存在しているほぼすべての期間において、手形面上満期日と振出日の齟齬が現
出しないという特殊性がある。この特殊性に鑑みると、最高裁判成九年判決の判旨のように誤記などの事案と同列
に論じてよいのかということが問題となる。すなわち、変造前の文言と補充後の振出日を直接対比して手形の有効

性を決することには飛躍があると批判される⁵⁰。その理由は、第一に、手形法六九条は、手形債務者は変造後の文言により責任を加重または減縮されないという趣旨を定めたに過ぎず、原文言自体が手形面上に顕現する趣旨ではないと解せること⁵¹、第二に、変造前の満期に対応する振出日は白地であり、それゆえ、手形面の記載上、形式的に手形の無効を生じていないことである⁵²。無効説の中には、本件の事案のような場合において、この第二の理由に基づき、そのような手形を有効と解する見解もある⁵⁴。

この批判に対しては、変造されたとしても、振出人によって一定の表示行為がなされたという事実は動かず、他方、補充された振出日もまた振出人の表示行為の要素となるのであるから、この両者の論理関係を直接対比せざるをえない⁵³という反論がある。まさしく最高裁判成九年判決と同旨の見解である。確かに、変造がなされたとしても、一旦成立した手形債務の内容に変わりはないというのが手形法六九条の趣旨であろう⁵⁵。それゆえ、変造の場合には例外的に、手形の外観が修正され、手形債務者は保護されることとなる。しかしながら、一方で、白地手形に関する手形法一〇条の規定は、手形振出人の真意を容易には知りえない第三取得者を保護する規定である。したがって、手形法六九条により、変造された満期日に関しては変造前に一旦成立した手形債務の内容に立ち戻り手形債務者の保護を図るとしても、その限りであって、白地欄に補充された振出日については、また別に手形取得者の保護を考慮すべきである。

この場合に一旦成立した手形債務の内容には、振出日に関する白地補充権が含まれる。このとき、この白地補充権は、当初の満期日に対応して合理的な日時を記入すべしという合意を内包していると考えられる。少なくとも、無効説の立場に立つのであれば、そのような合意は客観的に必須のものと思われる。そうだとすれば、変造後の満期を基準にして振出日の白地が補充されたということは、「予メ為シタル合意ト異ル補充」がなされた、すなわち

不当補充がなされたと解すべきではないだろうか。⁶⁷ そうであれば、手形法一〇条が適用され、手形債務者は、当初の合意の違反をもって、すなわち、変造前の満期日より後の日付を振出日に不当に補充されたことをもって、善意かつ無重過失の手形所持人に対抗することはできないと解すべきであろう。⁶⁸

この場合は、不当補充の結果むしろ手形債務者が利益を得る可能性があるため、手形法一〇条が適用される場面としては変則的であるとも思われる。しかし、当初の合意を容易には知りえない手形取得者を保護するという趣旨からすれば、変則的であることを理由に手形法一〇条の適用が排されることは妥当ではない。

以上の通り見てくると、仮に無効説を採用しようが、変造・白地類型の場合には手形を有効と解する余地があると考えられる。最高裁判平成九年判決のように、変造前の満期日と白地に補充された振出日を直接比較対照する議論にはいささか飛躍があり、賛成できない。

なお、このような事案において手形を無効と解することは、結論の妥当性の観点からも疑問を呈しうる。そのような手形を作出した原因の一つは、振出日を白地にしたことである。すなわち、手形債務者には帰責事由を見いだすことが可能である。一方で、手形所持人には帰責事由を見いだせないことも十分ありうる。例えば、手形面上の記載に何ら異常のない手形を取得し、かつ、振出日を自ら記入し間違えたわけでもなければ、訂正権限があったのに訂正を失念したというわけではない場合である。こうした状況において、手形を無効と解すると、咎められるべきでないものに不利益を被らせる一方で、咎められるべきものに利益を与えることになり、極めて不当といえるべきである。⁶⁹

したがって、変造・白地類型においては、誤記などのケースと峻別したうえで、一般論（とりわけ無効説）を修正して解することが妥当であると考える。

注

- (46) 大隅健一郎「河本一郎・前掲注(23)書一〇頁。
- (47) 菅野佳夫「大阪高裁平成五年判決判批」判タ八五五号一頁（一九九四年）、三原園子「振出日より前の日を満期とした手形の効力」早法七三卷三号四三九頁（一九九八年）。
- (48) 川村正幸・前掲注(36)判批一三頁、早川徹「大阪高裁平成五年判決判批」商事一四七七号三六頁（一九九七年）。
- (49) 早川徹・前掲注(48)判批三六頁。
- (50) 深見芳文・前掲注(41)判批一三頁、三原園子・前掲注(9)判批一〇二頁。
- (51) 江頭憲治郎「大阪高裁昭和四四年判決（③判決）判批」ジュリ五一五号一三五頁（一九七二年）。
- (52) 深見芳文・前掲注(41)判批一二頁。
- (53) 江頭憲治郎・前掲注(51)判批一三五頁、三原園子・前掲注(9)判批一〇二頁。
- (54) 福瀧博之・前掲注(9)論文二〇〇頁。なお、鳥山恭一・前掲注(28)判批三三〇頁以下は、満期日と振出日の前後関係は方式上の問題であるところ、変造・白地類型では方式上の瑕疵がないためその手形は有効であるとする。
- (55) 高田晴仁・前掲注(26)判批一一三頁。
- (56) 参照、最判昭和四九年一月二四日民集二八卷一〇号二二四〇頁。
- (57) 早川徹・前掲注(48)判批三七頁。なお、確定日払手形における振出日は法律上の意味がさほどないことから、「予メ為シタル合意ト異ル補充」は問題とならないとする見解もある（大塚龍児・前掲注(28)判批二〇八頁、大塚龍児・前掲注(28)論文三四七頁）。しかし、本文中に書いたような理由付けから、この見解には賛成できない。この論者は無効説に立つものであるから、なおさらである。
- (58) 学説によつては、誰が補充したかも問題となりうる。なぜなら、補充後の取得者については手形法一七条が適用されるとす

る見解も存在するからである（前田庸・前掲注(8)書二五四頁以下参照）。しかし、少なくとも善意かつ無重過失の手形所持人が保護されることには変わりがないため、ここではこれ以上立ち入らないこととする。

(59) 同様に、変造・白地類型において咎められるべきは振出人であるとするものに、山田泰彦・前掲注(4)論文六六頁および七五頁、後藤紀一・前掲注(1)論文九頁、江頭憲治郎・前掲注(51)判批一三五頁がある。

第六章 おわりに

本稿において検討したところによれば、無効説の論拠には説得力を見いだすことはできなかった。そればかりか、無効と解することによる弊害は無視することができない。満期日と振出日の前後関係にかかわらず、手形は有効と解すべきである。また、白地である振出日欄の補充については、手形法一〇条の適用が問題とされるべきである。

したがって、最高裁平成九年判決の論旨には賛成できない。

最後に、最高裁平成九年判決について、若干気になる点を指摘しておきたい。第四章においても触れたが、現実において、手形の満期日と振出日の前後関係が問題となるのは、本筋としては別の論点にて争われるべき事案であると思われる。最高裁平成九年判決の事案において重要なのは、振出人が取り返すことのできなかった、いわゆる「手残り手形」が流通したという問題であり、また、その手形の満期日を変造されたという問題である。手形の満期日と振出日の前後関係は偶然問題となつたに過ぎない。それゆえ、このような偶発的な事象により結論が左右されることとなる無効説は、「手残り手形」などの問題における適切な解決を歪めかねない。すなわち、その問題に

応じた手形当事者間の最適な利益状態が達成されない危険性があり、妥当でない。

このように考えると、無効説が手形法の解釈に及ぼす影響は決して小さくない。それゆえ、満期日と振出日が前後する手形の有効性を検討するにあたって、常識論や形式的論理に終始することは妥当でないと思われる。より実質的な論議が求められているのではあるまいか。

この点につき、近時、有益な示唆を含む業績が数多く蓄積され、実質的な議論が進みつつあるように思われる。本稿においてなした考察もその議論の一助となれば幸いである。